

平塚市地域生活支援拠点等について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等は、障がい者及び障がい児の重度化や高齢化、「親なき後」など家族の支援が受けられなくなることを見据え、居住支援のために必要な機能を整備し、提供する体制のことで、令和4年12月16日の障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）改正により、令和6年4月1日から市町村の努力義務事業として位置づけされました。その目的は、① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保する機能を備えること。② 体験の機会の提供を通じて、長期入院患者や施設入所者、親元で生活している方が、GHや一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援を提供する体制を整備することで、障害者等の地域での生活を支援することになります。

2 地域生活支援拠点等に必要な機能

法第77条第3項の事業を実施するために地域生活支援拠点等に必要な機能として、国から5つの機能が示されています。

（１）「相談」に関する機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

（２）「緊急時の受入・対応」に関する機能

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）「体験の機会・場の提供」に関する機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

（４）「専門的人材の確保・養成」に関する機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

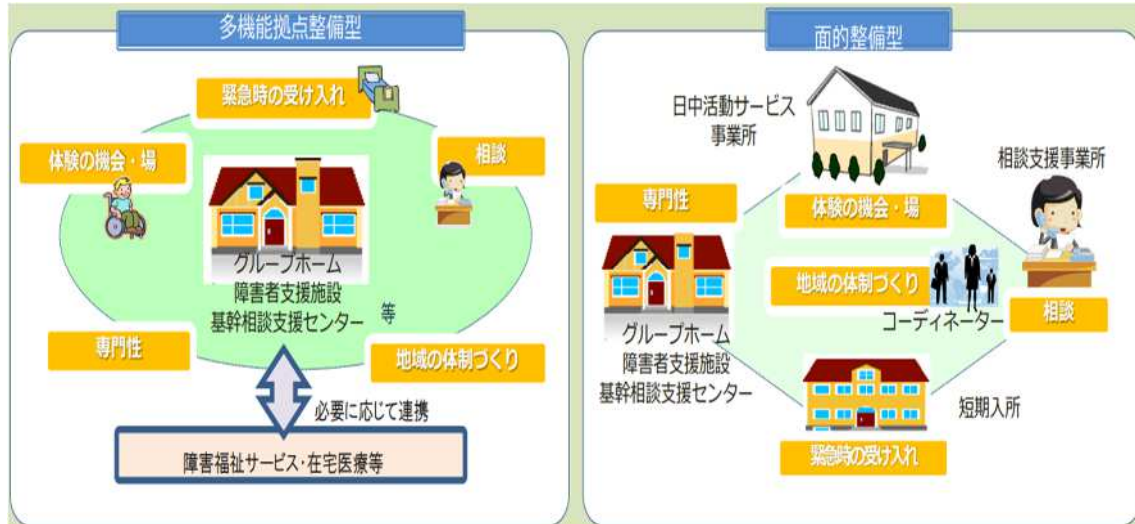
（５）「地域の体制づくり」に関する機能

地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 平塚市の整備方法

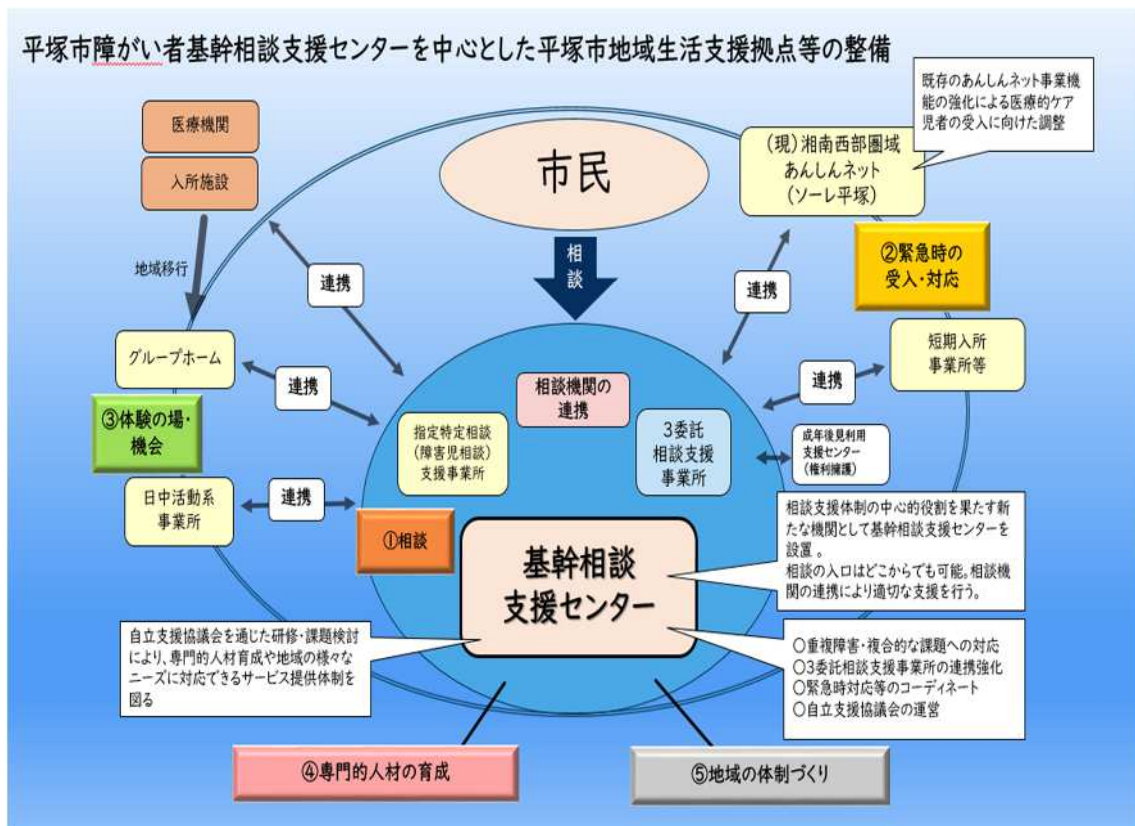
地域生活支援拠点等の整備には、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点の整備である「多機能拠点整備型」や、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」がありますが、平塚市は基幹相談支援センターを中心とした「面的整備型」の整備を行います。

※整備方法イメージ



【出典：厚生労働省 HP「地域生活支援拠点等の整備について」】

※平塚市の地域生活支援拠点等



4 平塚市における5つの機能について

(1)「相談」に関する機能

平塚市では地域生活支援拠点等の整備を国が進める前から知的・身体・精神の障がい種別に応じた相談支援体制を整えてきた。その体制を活かし、令和6年1月から委託相談支援事業所との連携による市直営の基幹相談支援センターを開設する。

基幹相談支援センターは、重複障害・複合的な課題への対応や緊急時対応・体験の場等のコーディネートを行うとともに、3委託相談支援事業所を含めた市内計画相談事業所との連携強化により、平塚市の相談支援体制の充実を図る。

具体的な取組

- ・基幹相談支援センターと委託相談支援事業所は、月2回定例会議を開催し、支援困難ケースの共有や個別検討を行う。
- ・緊急時の対応が必要となった場合には、まず基幹相談支援センターが対応。計画相談の有無に応じて、委託相談支援事業所・指定特定（障害児）相談支援事業所に協力を求める。

(2)「緊急時の受入・対応」に関する機能

湘南西部圏域で24時間365日体制で特別な支援が必要な方の受け入れや緊急時受入対応を担ってきた「あんしんネット」の機能を地域生活支援拠点等として活かす。令和5年度より始まった医療的ケア児の受入れについて事業者と推し進めていくとともに、地域生活支援拠点等として新たな受入先の登録を進め、受入体制の強化を図る。

具体的な取組

- ・重症心身障害者や医療的ケア児者等、他の事業所では受け入れが難しい方を「あんしんネット」に登録し、平常時のレスパイト利用等を通じて、緊急時に備えておく。
- ・基幹相談支援センターは市内の短期入所事業所（短期入所を併設する障害者支援施設を含む）へ赴き、地域生活支援拠点等への登録と協力依頼を行う。

(3)「体験の機会・場の提供」に関する機能

障害福祉サービス「共同生活援助（体験）」の支給決定により、退院・退所後や介護する親の高齢化にともなう「親なき後」の生活の場としてグループホームへの安定的な移行を推進する。

市内の日中活動系障がい福祉サービスを提供する事業所との協議を進め、障がい者の日中活動の体験の機会・場を設ける。

具体的な取組

- ・基幹相談支援センターは市内グループホームや日中活動系障がい福祉サービス事業所の集まる場において制度について説明を行い、体験協力への理解を求める。
- ・施設入所者等の体験利用がスムーズになるよう、地域移行支援事業所（委託相談支援事業所）や施設入所支援事業者と協力関係を構築する。

(4)「専門的人材の確保・養成」に関する機能

基幹相談支援センターが運営する自立支援協議会を中心に、医療的ケア児等に対する専門的な対応ができる体制構築のため、3 委託相談支援事業所と連携して、専門的人材を養成する研修を実施する。

具体的な取組

- ・ 自立支援協議会各分科会において地域課題を抽出し、必要に応じた研修を行う。
- ・ あんしんネットによる地域における医療的ケア児者の受入れ実績について地域に情報発信するなど、地域の支援力向上に繋げる。

(5)「地域の体制づくり」に関する機能

基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会を運営し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築等を進める。

具体的な取組

- ・ 自立支援協議会の運営主体を基幹相談支援センターに移し、委託相談支援事業所と連携して専門的に運営を行う。
- ・ いままで知的分科会で行っていたグループホーム連絡会を独立し、グループホームにおける共通の課題解決や、支援力の向上を目指す。
- ・ 基幹相談支援センターは相談支援事業所や障がい福祉サービス提供事業所等への事業所訪問を行い、地域の社会資源の把握、連携体制の構築を行っていく。

5 地域生活支援拠点等への登録について

(1) 登録方法

①事前協議

地域生活支援拠点等への登録を希望する場合、まずは市障がい福祉課と事前協議を行い、拠点等の機能について説明を受ける。

②運営規程の変更

事業所は、運営規程に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であること、担う機能を明記する。

③申請

平塚市地域生活支援拠点等実施要綱に規定する「平塚市地域生活支援拠点等事業者登録申請書」（第1号様式）に運営規程を添えて障がい福祉課に提出する。

④決定

障がい福祉課は内容を審査し、適当と認めた場合には「平塚市地域生活支援拠点等事業者登録決定通知書」（第2号様式）により、登録したことを通知する。

⑤公表

障がい福祉課は地域生活支援拠点等事業者一覧に追加し、HP等で公表する。

(2) 登録できる事業所

①指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

②指定一般相談支援事業者

③指定特定相談支援事業者

④地域活動支援センター

⑤障害児通所支援事業者

⑥指定障害児相談支援事業者

⑦その他障がい者等に対するサービスの提供を業とする者

(3) 登録条件

地域生活支援拠点の趣旨と役割を理解し、必要に応じて市に協力できること。

※必要に応じてとは、各事業所の実情に合わせて判断するものであり、24時間365日の協力体制を求めるものではありません。（ただし、一部の加算においては、常時の連携体制が要件となっているものもあります。）